株式会社 リリーフ ライフ

1. 目的

株式会社リリーフライフは、事業所や利用者家族などによる高齢者虐待を防止するための各種活動や体制を整備することを目的として、本指針を策定する。

2. 基本的考え方

利用者のQOL維持・向上を目的とする介護において、高齢者虐待はあってはならないものであり、高齢者への虐待を防止することは最優先事項である。

この際、高齢者虐待の発生は、個人の要因のみでなく、組織やシステムの要因も関与することを理解することが必要である。

そのため、高齢者虐待防止について各職員が理解し、適切かつ効果的な対応を実施するだけでなく、組織として虐待防止に取り組むことが重要であるため、法人内に虐待防止に関する担当者を設け、虐待防止委員会を設置する。併せて、虐待防止に関する正しい知識と技術、システムを向上させるための研修会を定期的に開催する。

感染予防およびまん延防止のための指針

1. 目的

株式会社リリーフライフは、各事業所での感染症発生の予防およびまん延を防止するための各種活動や体制を整備することを目的として、本指針を策定する。

2. 基本的考え方

利用者のQOL維持・向上のために感染の予防およびまん延の防止をすることは重要である。この際、介護事業所には、 感染しやすい者、感染した際に重症化する危険性の高い(ハイリスク)者が多数いることを前提として対応することが必 要である。

また、感染防止策を全職員が把握し、適切かつ効果的な対応活動を実施することが求められる。そのために、組織として感染対策に取り組むことが重要であり、法人内に感染対策委員会を設置する。

併せて、職員が感染対策に取り組める環境づくりが重要である。そのために、感染対策に関する正しい知識と技術を向上させるための研修会を定期的に開催する。

ハラスメント防止に関する指針

1. 目的

株式会社リリーフライフは、職場における各種ハラスメントを防止するための各種活動や体制を整備するために本指針を策定し、管理者などを含む全職員に、本指針を周知・啓発する。

2. 基本的考え方

職場での労働者の就業環境を害する言動(ハラスメント)はあってはならない。そのため、これを防止すると共に、それに起因する問題の早期解決を図ることが肝要である。

また、ハラスメントを行った者については、厳正に対処する。特に以下については、法律により対応が求められており、より厳重な対策を立てる必要がある。

- ・男女雇用機会均等法に基づく「セクシュアルハラスメント」の防止
- ・労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント」の防止
- ・育児・介護休業法に基づく「マタニティハラスメント」の防止

併せて、このほかのハラスメントの防止にも積極的に取り組むこととする。また、これらのハラスメントの行為者については、厳正に対処する。